

川崎市税公告第108号

次の市税に係る税額決定通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年7月14日

川崎市長 福田 紀彦

| 年 度 | 税 目 | 期 別 | この公告による 変更する納期限 | 件数・備考 |
|-------|------------------------------------|-----|--------------------|-------|
| 令和7年度 | 市民税・県民税・森 林環境税（公的年金 からの特別徴収） | | | 計20件 |

(別紙省略)